

平成28年4月11日

久留米市農業委員会総会議事録

久留米市農業委員会

平成28年4月11日、午前9時30分 久留米市農業委員会総会を久留米市民会館第1会議室に召集する。

付議事項は、別紙久留米市農業委員会総会議案のとおりである。

出席委員は、次のとおりである。

1番	青柳 一男 委員		24番	藤原 昇一 委員	
2番	飯田三津雄 委員		25番	横溝 哲夫 委員	
3番	笠 幸夫 委員		26番	石井 孝雄 委員	
4番	城戸 新 委員		27番	高山 憲行 委員	
5番	古賀 誠一 委員		28番	柳 壽祥 委員	
6番	田中 祥晃 委員		29番	土師 哲夫 委員	
8番	安徳 高輔 委員	欠席	30番	田中 弥生 委員	
9番	深川 嘉穂 委員		31番	日比生和雄 委員	
10番	諸藤 澄夫 委員		32番	権藤 年明 委員	
11番	山口 好秀 委員		33番	野村 邦昭 委員	
12番	一木 英司 委員		34番	久佐木利光 委員	
13番	森崎 巨樹 委員		35番	猪口 峯子 委員	
14番	緒方 義範 委員		36番	菰田 盛行 委員	
15番	池田 三喜 委員		7番	吉富 巧 委員	
16番	田中 正満 委員		37番	松延 洋一 委員	
17番	豊福 茂敏 委員		38番	納戸 勝浩 委員	
18番	野村 泰徳 委員		39番	佐藤 豊 委員	
19番	原 一夫 委員		40番	市川 範子 委員	
20番	青木美千子 委員		41番	合戸 利弘 委員	
21番	吉岡 正博 委員		42番	末松 活幸 委員	
22番	北川 玲子 委員		43番	中島 邦博 委員	
23番	古賀 義近 委員		44番	廣重 孝 委員	

事務局の出席者は9名である。

議 長 それでは、「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、おはようございます。

総会議案の1ページをお願いいたします。

「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について」

農地の所有権移転、賃借権設定、使用貸借権設定の許可申請書が提出されたので、付議いたします。

所有権移転、第1選挙区、1番から2番の2件です。

第2選挙区、3番から4番の2件です。

2ページをお願いいたします。第3選挙区、5番から6番の2件です。

第4選挙区、7番、8番と3ページの9番から14番、4ページ15番までの9件です。

4ページをお願いいたします。第5選挙区、16番から18番の3件です。

第6選挙区、19番と5ページの20番までの2件です。

5ページをお願いいたします。第7選挙区、21番の1件です。

賃借権設定、第4選挙区、22番の1件です。

使用貸借権設定、第1選挙区、23番の1件です。

6ページをお願いいたします。第6選挙区、24番、25番の2件です。

以上、1番から25番までの申請案件につきましては、農地法第3条第2項各号の審査基準について、地域審査会でも説明を行っておりましたが、審査票のとおり不許可相当に該当しない申請であり、審査基準に適合していることを報告いたします。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりました。本議案の審議番号24番及び25番は、新規就農者の取得案件でありますので、聞き取り調査の結果について、地元副会長より御報告をお願いいたします。

審議番号24番及び25番は、第6選挙区の場合でございますので、松延副会長から報告を受けたいと思います。よろしく申し上げます。

松延副会長 皆さん、おはようございます。

では、新規就農者の議案報告について発表いたします。

申請人の****は、現在29歳で会社をやめ、既に農業の準備をしておられます。

もともと城島の方で、親が城島で農業を営んでおられ、学生時代は手伝いで農業の経験があったとのことでした。就農の動機は、生き物を育てる楽しさとともに収益を得られると思ったとのことでした。作付はレタスを中心に一部水稻を作付する計画で、父親や知人から栽培を習得しながら、徐々に作付を拡大していきたいと考えて、市の認定新規就農者の認定を同時に進められています。

地域審査会では、確実に耕作されるものとして問題ないと判断いたしました。

以上、報告を終わります。

議 長 報告が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。
「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について」、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第1号議案は可決されました。
続きまして、「第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、7ページをお願いいたします。

「第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について」

農地転用許可申請書が提出されたので付議します。

第2選挙区、1番から2番の2件です。

1番、申請地、荒木町白口、地目、畑、428m²、申請理由、申請地を農家住宅の敷地として拡張するものです。

2番、申請地、安武町住吉、田、301m²、申請理由、申請地に農業用倉庫を建築するものです。

第3選挙区、3番の1件です。

3番、申請地、草野町矢作、地目、畑、134m²、申請理由、申請地を自己用住宅の敷地として拡張するものです。農地区分は第1種農地ですが、特別の立地条件を必要とする事業に供するもので、不許可の例外に該当するものです。

第5選挙区、4番の1件です。

4番、申請地、北野町中、地目、田、529m²、申請理由、申請地に自己用住宅を建築するものです。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、地元副会長から現地調査報告を受けたいと思います。

審議番号1番は、第2選挙区の案件でございますので、諸藤副会長から御報告を受けたいと思います。あとは、順次選挙区ごとに御報告をお願いをいたします。

諸藤副会長 それでは、第2選挙区から報告いたします。

審議番号1番について説明いたします。地図ナンバーも1番です。

申請地は、JR荒木駅から北へ約800mのところに位置しています。転用目的は、農家住宅の建てかえに伴い敷地を拡張するものです。農地区分につきましては市街化が見込まれる区域として、市街地に近接する区域にあり、おおむね10ha未満規模の農地の区域内にある農地でありますので、第2種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下と新設ためます及び北側側溝を經由し、東側道路側溝へ放流されます。汚水生活雑排水は、市下水道へ接続されます。

被害防除につきましては、既存のコンクリートブロックによる計画となっております。水利関係承諾書につきましては、筑後川土地改良区より承諾を得ております。

続きまして、審議番号2番について説明いたします。地図ナンバーも2番です。

申請地は、筑邦西中学校から北西へ約500mのところに位置しています。転用目的は、農業用倉庫を建築するものです。農地区分につきましては、上下水管の埋設されている道路の沿道の区域であり、おおむね500m以内に中学校及び保育園がある農地であり、第3種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、新設ためますを經由し、北側道路側溝へ放流されます。

汚水生活雑排水は発生いたしません。

被害防除につきましては、既存のコンクリートブロック及びフェンスによる計画となっております。

水利関係承諾書につきましては、筑後川土地改良区より承諾を得ております。

以上、2件の審査につきまして、現地調査及び地域審議会を実施し、内容について確認いたしましたので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

野村副会長 審議番号3番について説明いたします。地図ナンバーは3番です。

申請地は草野小学校から北へ約100mのところ position しています。転用目的は、自己用住宅の敷地拡張となっております。農地区分については、おおむね10ha以上の農地の区域内にある農地であり、第1種農地に該当しますが、転用目的が特別な立地条件を必要とする事業であり、不許可の例外に該当するものと判断しております。申請地につきましては、既に造成してあり、始末書つきの申請となっております。雨水排水については、地下浸透いたしますけども、汚水生活雑排水については発生いたしません。

被害防除につきましては、周囲に既存のコンクリートブロックがあります。

次に、水利関係承諾書については、草野町矢作水利組合より無条件の承諾を得ておられます。

以上、1件、現地確認しまして、転用やむなしという判断をしました。審議よろしくお願いいたします。

以上です。

日比生副会長 続きまして、第5選挙区でございます。審議番号4番、地図も4番でございます。

申請の場所は、北野総合支所から北に350mのところでございます。申請理由は、申請人が自己用住宅を建築するための転用申請でございます。農地区分は、都市計画区域の用途地域内にあるために、第3種農地と判定いたしております。

被害防除といたしまして、隣接地との境界にはコンクリートブロックによる土どめ工事を行い、土砂の流出を防止する計画です。

雨水につきましては、ためますを設置し、西側の既設水路へ放流する計画でございます。また、汚水生活雑排水は既設の下水道に接続する計画です。

地元自治会長及び床島堰土地改良区の排水同意意見書をとってございます。

委員全員で地域審査会、現地を確認いたしまして、問題ないことを確認いたしましたところでございますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。
以上です。

議 長 以上で、地元副会長からの報告が終わりました。
それでは、質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。
「第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について」、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第2号議案は可決されました。よって、
県へ送付いたします。
続きまして、「第3号議案 農地転用計画変更承認申請について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 8ページをお願いいたします。
「第3号議案 農地転用計画変更承認申請について」
農地転用計画変更承認申請書が提出されたので付議いたします。
第3選挙区、1件です。
1番、申請地、山本町耳納、地目、田、2筆、計の18.59m²、申請理由は、事業面積を変更するもので、事業面積0.61m²を18.59m²に変更するものです。
転用目的は、営農型太陽光発電設備の一時転用となっております。
以上で説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、地元副会長から現地審査報告を受けたいと思います。

審議番号1番は、第3選挙区の案件でございますので、野村副会長から報告を受けたいと思います。

野村副会長 説明いたします。審議番号1番、地図ナンバーは5番です。

この申請は、営業型太陽光発電施設の支柱設置をするもので、平成27年11月に許可を受けておりましたが、調査の結果、地盤が軟弱なため、当初の計画では設備を支えるために必要な強度が得られないことが判明いたしました。今回、スクリー型くい直径76mmから軟弱地盤でも耐え得る置き基礎直径500mmに変更され、上部の値もアルミからスチールに変更する計画となっております。なお、一時転用の期間は変更ありません。現地調査をしましたところ、転用やむなしという判断をしました。審議よろしく願いいたします。

以上です。

議 長 報告が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方はお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。それでは、「第3号議案 農地転用計画変更承認申請について」、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第3号議案は可決されました。よって、県へ送付いたします。
続きまして、「第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 9ページをお願いいたします。

「第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」

農地転用許可申請書が提出されたので付議します。

第1選挙区、1番から3番の2件です。

1番、申請地、藤山町、地目、畑、27m²、申請理由、申請地を借り受けて、進入路として利用するものです。

2番、申請地、上津町、地目、畑、2筆、計5,921m²、申請理由、申請地を取得し、露天駐車場及び広場として利用するものです。

3番、申請地、宮ノ陣町若松、畑、2筆、計538m²、申請理由、申請地を借り受けて、分家住宅を建築するものです。

第2選挙区、4番の1件です。

4番、申請地、荒木町白口、地目、田、202m²、申請理由、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。農地区分は、第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するもので不許可の例外規定に該当するものです。

10ページをお願いいたします。第4選挙区、5番、6番の2件です。

5番、申請地、田主丸町菅原、地目、田、畑、計478m²、申請理由、申請地を取得し、露天資材置き場として利用するもので、農地区分は第1種農地ですが、特別の立地条件を必要とする事業に供するもので、不許可の例外規定に該当するものです。

6番、申請地、田主丸町野田、地目、田、509m²、申請地を取得し、自己用住宅を建築するもので、農地区分は、第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するもので、不許可の例外に該当するものです。

第5選挙区、7番から9番の3件です。

7番、申請地、北野町千代島、地目、田、843m²、申請理由、申請地を取得し、宅地分譲（3区画）を行うものです。

8番、申請地、北野町中川、畑、429m²、申請地を借り受けて、露天資材置き場として利用するものです。

9番、申請地、北野町中、地目、田、105m²、申請地を取得し、貸露天駐車場として利用するものです。農地区分は、第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するもので、不許可の例外に該当するものです。

11ページをお願いいたします。第6選挙区、10番、11番の2件です。

10番、申請地、城島町芦塚、畑、294m²、申請理由、申請地を借り受けて、農業用倉庫を建築するものです。農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するもので、不許可の例外に該当するものです。

11番、城島町江上、田、572m²、申請地を取得し、障害者支援施設を建築するものです。

第7選挙区、12番の1件です。

12番、申請地、三瀨町田川、田、2筆の計308m²、申請理由、申請地を借り受けて農家住宅を建築するものです。農地区分は第1種農地ですが、特別の立地条件を必要とする事業に供するもので、不許可の例外に該当するものです。

続いて、競売、不動産借受適格証明。

第2選挙区、13番の1件です。

13番、申請地、荒木町荒木、地目、田、29m²、申請理由、申請地を取得し、自己用住宅の敷地として拡張するものです。農地法施行規則第10条第1項第1号の規定による譲受人の単独申請となっています。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、地元副会長から現地調査報告を受けたいと思います。

審議番号1番は、第1選挙区の案件でございますので、古賀副会長から報告を受けたいと思います。あとは、順次選挙区ごとに報告をお願いをいたします。

古賀副会長 それでは、審議番号1番について説明いたします。地図ナンバーは6番です。

申請地は、青陵中学校から南へ約80mのところに位置します。転用目的は、進入路となっております。農地区分については、市街化が見込まれる区域として市街地に近接する区域内であり、10ha未満規模の農地の敷地内にある農地であるため、第2種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、南側道路側溝へ放流いたします。汚水生活雑排水は発生いたしません。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを新設して、土砂の流出を防ぐ計画となっております。水利関係承諾書につきましては、地元自治会長より承諾を得てあります。

続きまして、審議番号2番について説明いたします。地図ナンバーは7番です。

申請地は、青陵中学校から西へ約50mのところに位置します。転用目的は、露天駐車場及び広場となっておりますが、既に露天駐車場及び広場として利用されておりますので、始末書つきの申請となっております。農地区分については、市街化が見

込まれる区域として市街地に近接する区域内であり、10ha未満規模の農地の区域内にある農地と認め、第2種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、地下浸透及び東側道路側溝へ放流いたします。汚水生活雑排水は発生いたしません。

被害防除につきましては、既存の畦畔及びコンクリートブロックによる土砂の流出を防ぐ計画となっております。

水利関係承諾書につきましては、地元自治会長より承諾を得ております。

続きまして、審議番号3番、地図ナンバーは8番です。

申請地は、西鉄古賀茶屋駅から北西へ約250mのところに位置します。転用目的は、分家住宅となっております。農地区分については、おおむね300m以内に鉄道の駅がある農地であるため、第3種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、敷地内新設ためますを經由して、北側道路側溝へ放流いたします。汚水生活雑排水につきましては、市の下水道管へ接続されます。

被害防除につきましては、敷地周辺にコンクリートブロックを新設し、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

水利関係承諾書につきましては、地元自治会長より承諾を得ております。

以上、3件の審査につきまして、地域審議会で現地調査を実施し、審査いたしました結果、転用について支障がないものと判断しております。御審議のほどよろしくお願いたします。

諸藤副会長 それでは、第2選挙区から報告いたします。

審議番号4番について説明いたします。地図ナンバーは9番です。

申請地は、JR荒木駅から北西へ約700mのところに位置しています。転用目的は、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。農地区分につきましては、おおむね10ha以上の規模の団地の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地に該当しますが、転用目的が農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外に該当するものと判断しております。

雨水につきましては、新設ためますを經由し、東側道路側溝へ放流されます。汚水生活雑排水は、市下水道へ接続されます。

被害防除につきましては、新設コンクリートブロックによる計画となっております。

水利関係承諾書につきましては、筑後川土地改良区より承諾を得ています。

続きまして、最後の競売案件が1件ありますので、続けて説明いたします。

11ページの審議番号13番について説明いたします。地図ナンバーは18番です。

この申請は、競売案件であり、不動産買受適格証明願となっております。このため、農地法施行取得第10条第1項第1号による譲受人の単独申請で、申請地はJR荒木駅から南東へ約200mのところの位置しています。転用目的は、申請地を取得し、自己用住宅の敷地を拡張するものです。農地区分につきましては、おおむね300m以内に駅がある農地であり、第3種農地と判断しております。

雨水につきましては、東側水路へ放流されます。汚水生活雑排水は既存の合併浄化槽を経由し、南側水路へ放流されます。

被害防除につきましては、既設コンクリートブロックによる計画となっております。水利関係承諾書につきましては、筑後川土地改良区に承諾を得ています。

以上、2件の申請につきまして、現地調査及び地域審査会を実施し、内容について確認いたしましたので御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

柳副会長

第4選挙区から報告いたします。

審議番号5番について説明いたします。地図ナンバーは10番です。

申請地は、田主丸総合支所から北西に5kmのところの位置します。転用目的は、敷地拡張、建設資材置き場となっております。農地区分は、おおむね10ha以上の広がりがある農地であり、1種農地であります。特別の立地条件を必要とする事業に該当し、1種農地の例外規定を適用しております。

雨水排水は、既存の南側側溝に放流します。また、汚水生活雑排水は発生いたしません。周囲への被害防除につきましては、特に問題ありません。

水利関係承諾書につきましては、水利組合より承諾を得ております。

続きまして、審議番号6番、地図ナンバーは11番です。

申請地は、田主丸総合支所から北西に1kmのところの位置します。転用目的は、自己用住宅となっております。農地区分については、おおむね10ha以上の広がりがある農地であり、1種農地であります。農業の振興に資する施設に該当し、1種農地の例外規定を適用しております。

雨水排水につきましては、東側の既存側溝に放流します。また、汚水生活雑排水については、東側の公共下水道管に接続いたします。

被害防除につきましては、周囲にコンクリートブロックを施し、土砂の流出を防ぎます。

以上、2点の申請につきまして、地域審査会で現地調査を実施し、審査いたしました結果、転用については支障がないものと判断しております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

日比生副会長 続きまして、第5選挙区でございます。審議番号7番から参ります。地図は12番でございます。

申請の場所は、総合支所より南東に約500mのところでございます。申請理由は、申請人、申請地を取得いたしまして、3区画の宅地分譲地を整備するための転用申請でございます。農地区分は、申請地都市計画区域の用途地域内にあるため、第3種農地と判定いたしております。

被害防除といたしまして、隣接地との境界にはコンクリートブロックで土どめ工事を行い、土砂の流出を防止する計画です。

雨水につきましては、ためますを設け、西側の既設水路へ放流する計画です。汚水生活雑排水は、既設の下水道に接続する計画です。

地元自治会長及び床島堰土地改良区の排水同意意見書をとってございます。

次に参ります。

審議番号8番でございます。地図13番でございます。

場所は、西鉄の金島駅から北東に370mのところでございます。申請理由は、申請人が申請地を借り受けまして、露天資材置き場にするための転用申請でございます。農地区分は、都市計画区域の用途地域内にあるため、第3種農地と判定いたしております。

被害防除といたしまして、隣接地との境界は既存のコンクリートブロックによる土どめ工事です。土砂の流出を防止することとなっております。

雨水は、自然流下及び南側の既設水路へ放流する計画です。

地元自治会長及び床島堰土地改良区の排水同意をとってございます。

次に参ります。

審議番号9番、地図14番でございます。

申請の場所は、総合支所より北に1,500mのところでございます。申請理由は、申請人が申請地を取得し、貸し露天駐車場にするための転用申請です。農地区分は、申請地は10ha以上の広がりのある農地のため、第1種農地と判定いたしますが、集落に接続しておりまして、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許

可の例外規定を適用いたしております。

被害防除として、隣接地との境界は、周囲には農地がなく、土盛りを行わないということで、土砂の流出等が生じないために現状のままとなっております。

雨水は、東側の既設水路へ放流する計画です。

地元自治会長及び床島堰土地改良区の排水同意及び意見書をとってご致します。

以上、3件につきまして、地域審査会委員全員で現地確認いたしまして、問題ないところを確認いたしたところでご致しますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

松延副会長 続きます、第6選挙区、現地調査結果について報告いたします。

審議番号10番、地図番号は15番です。申請人は、****で、農業用倉庫を建設しようとするものです。農地区分は10ha以上の広がりのある農地の一部で、1種農地ですが、農業用施設に供するもので、1種農地の不許可の例外に該当します。

被害防除計画については、雨水はためますを設置し、東側水路に放流します。汚水は発生いたしません。また、一部にブロックを設置し、土どめを行うなど、問題はないと思われま。

土地改良区は地区外となっております。城島地域審査会では、現地調査を行い、転用やむなしと判断いたしています。

続きます、審議内容11番、地図番号は16番です。申請人は、社会福祉法人の****で、障害者支援施設を建設しようとするものです。農地区分は、集落内の農地で、農用地区域内農地以外であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地で、第2種農地と判断しています。

被害防除計画については、汚水は合併浄化槽にて処理し、雨水とともに南側水路に放流いたします。また、周囲にはブロックで土どめをするなど、特に問題はないと思われま。

土地改良区からの排水並びに転用同意も得ています。城島地域審査会では、現地調査を行い、転用はやむなしと判断しています。

以上、2件の御審議、よろしく願いいたします。

廣重副会長 第7選挙区のほうから現地調査報告をいたします。

審議番号12番、図面番号17番地にて説明をいたします。

申請地は、三潯校区の田川地区にあり、西鉄三潯駅から北へ約1 kmに位置し、農地区分は第1種になりますが、第1種農地例外規定、特別の立地条件を必要とする事業に該当します。

転用目的は、申請人が既存納屋の敷地拡張として一体利用するものです。

被害防除につきましては、周囲をブロックで土どめをし、雑排水は合併浄化槽を設置し、また雨水はためますを通じ、西側水路へ放流するため、特に問題はないと思われまます。

なお、筑後川土地改良区の排水承認、転用同意も得てあります。

以上、1件、三潯地域審査会において、現地調査の結果、転用やむなしと判断をいたしております。皆様方の御審議よろしくをお願いいたします。

以上です。

議 長 以上で、地元副会長からの報告が終わりました。
それでは、質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。
「第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第4号議案は可決されました。よって、県へ送付いたします。
続きまして、「第5号議案 農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 12ページをお願いいたします。
「第5号議案 農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請について」

農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請書が提出されましたので、付議いたします。

第5選挙区、1番、2番の2件です。

1番、申請人、北野町大城、****、経営面積9,299m²、農用地利用計画に伴い、利用すると認められます。

2番、申請人、北野町石崎、****、経営面積2万9,450m²、農用地利用計画に伴い、利用すると認められます。

以上、2件です。

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。第5号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。
続きまして、「第6号議案 農地移動適正化あっせん事業の相手方の選定及びあっせん委員の指名について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 13ページをお願いいたします。

「第6号議案 農地移動適正化あっせん事業の相手方の選定及びあっせん委員の指名について」

あっせん申出書の提出がありましたので付議いたします。

第5選挙区、1番から6番の6件です。

1番、申出人、北野町大城、****、所有者からの申し出です。あっせん対象土地、北野町大城、田、合計3,831m²、あっせん委員、日比生和雄委員、久佐木利光委員です。

2番、申出人、東京都調布市国領町、****、所有者からの申し出です。北野町中川、田、2,814m²、あっせん委員、久佐木利光委員、吉富巧委員。

3番、申出人、北野町上弓削、****、名簿登録者からの申し出です。北野町上弓削、田、774m²、あっせん委員、権藤年明委員、野村邦昭委員。

4番、北野町金島、****、所有者からの申し出です。北野町金島、田、合計4,074m²、あっせん委員、日比生和雄委員、久佐木利光委員。

14ページをお願いいたします。

5番、申出人、北野町金島、****、所有者から申し出です。対象地、北野町金島、田、3,037m²、あっせん委員、日比生和雄委員、久佐木利光委員。

6番、申出人、北野町今山、****、所有者からの申し出です。北野町今山、田、6,598m²、あっせん委員、野村邦昭委員、菰田盛行委員。

第6選挙区、7番と8番の2件です。

7番、申出人、大川市大字中八院、****、名簿登録者からの申し出です。城島町上青木、田、計5,249m²、あっせん委員、納戸勝浩委員、佐藤豊委員。

8番、申出人、城島町下青木、****、名簿登録者からの申し出です。城島町浮島、田、2,879m²、あっせん委員、納戸勝浩委員、佐藤豊委員。

以上、8件です。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。第6号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第6号議案は可決されました。続きまして、「第7号議案 久留米市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

本議案の審議番号2番は、農業委員会等に関する法律第31条第1項の議事参与の制

限に該当いたします。よって、審議番号2番とそれ以外に分けて審議いたします。
それでは、第7号議案のうち審議番号2番についてを議題といたします。
議席番号****番、****委員の退席を求めます。

****委員 退席

議 長 それでは、審議番号2番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局 「第7号議案 久留米市農用地利用集積計画の決定について」
農業経営基盤強化促進法に基づき久留米市長より久留米市農用地利用集積計画の決定を求められたので付議いたします。
第5選挙区、2番、北野町中川、田、畑、計2,299m²、推進機構からの買い入れです。
以上、1件の申請案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えております。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。
第7号議案のうち、審議番号2番について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第7号議案のうち、審議番号2番については可決されました。よって、久留米市長あて通知いたします。
審議番号2番は省略しましたので、退席されています議席番号****番、****委員の出席を求めます。

****委員 出席

議 長 ****委員に報告いたします。審議番号2番は可決されました。
続きまして、第7号議案のうち、審議番号2番を除く議案についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 「第7号議案 久留米市農用地利用集積計画の決定について」
農業経営基盤強化促進法に基づき、久留米市長より久留米市農用地利用集積計画の決定を求められたので付議いたします
第2選挙区、1番の1件です。
安武町安武本、田、計4,991m²、推進機構よりの買い入れです。
第5選挙区、3番の1件です。
北野町大城、田、520m²、推進機構よりの買い入れです。
16ページをお願いいたします。
第6選挙区、4番の1件です。
城島町芦塚、田、2,635m²、推進機構よりの買い入れです。
以上、1番、3番、4番の各申請案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えております。
以上です。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。
第7号議案のうち、審議番号2番を除く議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第7号議案のうち、審議番号2番を除く

議案については可決されました。よって、久留米市長あて通知いたします。
続きまして、「第8号議案 久留米市農業委員会事務局規程の一部改正について」
を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 別途配付させていただいております資料をごらんいただきたいと思います。
17ページをお願いいたします。

「第8号議案 久留米市農業委員会事務局規程の一部改正について」
地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部改正及び組織改正に伴い、久留米市農業委員会事務局の規程の一部を改正いたしたいので付議いたします。
久留米市農業委員会事務局規程の一部を改正する規程、久留米市農業委員会事務局規程（昭和45年久留米市農業委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。
第3条第1項「という。）」の次に、「主幹」を加える。
第4条中、第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、各条第3項中、「局長」の次に、「及び主幹」を加え、同項を同条第4項とし、同条中、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。
2、主幹は、上司の命を受け事務局の属する担当事務について事務局長の総括的な管理のもと、その所管事務に従事する職員を指揮監督し、調査企画調整等の事務を処理する。
第6条第1号中、「（課長補佐及び主査を除く。）」を削り、同条第2号中、「課長補佐以下職員（以下「職員」という。）」を「職員」に改める。
第7条第1項中、「課長補佐」を「主幹」に、「局長があらかじめ指定する主査」を「課長補佐」に改める。
第8条中、「分限、服務、懲戒」を「標準職務遂行能力、標準的な職、服務、人事評価、分限、賞罰」に改める。
附則、この規程は平成28年4月11日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
次のページ、18の1をお願いいたします。新旧対照表になっております。
第3条、第2条、第6条、第7条につきましては、主幹が新設されましたので、権限と役割について文言の整理をするものです。
第8条については、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部改正に伴い、久留米市農業委員会事務局規程の一部を改正するものです。
以上、終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。第8号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第8号議案は可決されました。以上をもちまして、議案の審議を終わります。続きまして、報告事項に入ります。

「報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理の専決について」

「報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理の専決について」

「報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について」

「報告第4号 農地移動適正化あっせん事業について」

「報告第5号 職員の任免について」

までを一括して議題といたします。

事務局の説明を省略いたします。

それでは、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。質疑ございませんか。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了します。したがって、報告第1号から報告第5号までの報告事項を終わります。次に、お諮りをいたします。本総会におきまして、議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その処理を議長に委任さ

れたいと思います。異議ございませんか。

「なしの声」

議 長 異議なしと認めます。よって、議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

ただいまから議事録署名委員を指名いたします。久留米市農業委員会会議規則第10条第2項の規定により、28番、柳壽祥委員、1番、青柳一男委員をお願いいたします。

以上をもちまして、久留米市農業委員会総会を閉会いたします。